



許可番号03753005657

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 香川県高松市川部町1004番地4
氏 名 株式会社 k a n k y o
代表取締役 佐々木 睦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項
第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池 田 豊 人



許可の年月日 令和5年7月23日

許可の有効年月日 令和10年7月22日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
裏面記載のとおり。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月23日(当初許可)

平成10年7月23日(更新許可)

平成15年7月23日(更新許可)

平成20年7月23日(更新許可)

平成25年8月2日(更新許可)

平成30年8月16日(更新許可)

令和4年5月18日(変更許可)

令和5年7月23日(更新許可)

令和6年9月13日(法人名称の変更による書換交付)

5. 積替え許可の有無 有・無

高松市 09760005657

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以 下 余 白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

1. 事業の範囲

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

- 廃油 ①揮発油類、灯油類及び軽油類
②次の物質を含むことのみにより有害なもの
(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン)
- 廃酸 ①水素イオン濃度指数2.0以下のもの
②次の物質を含むことのみにより有害なもの
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン)
- 廃アルカリ ①水素イオン濃度指数12.5以上のもの
②次の物質を含むことのみにより有害なもの
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン)
- 感染性産業廃棄物
- 鉍さい ①次の物質を含むことのみにより有害なもの
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)
- 廃石綿等
ばいじん ①次の物質を含むことのみにより有害なもの
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)
- 燃え殻 ①次の物質を含むことのみにより有害なもの
(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)
- 汚泥 ①次の物質を含むことのみにより有害なもの
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)以上

以下余白